

■最初に、テレワーク実施者の基準、移行する際のルールを決めておくこと

テレワークの環境整備が進み、出社しても自宅でも同じように業務を遂行できる状況であれば従業員の希望に沿つてテレワーク対象者とすることもあるでしょうが、企業の

■本来の就業場所をはつきりさせておくこと

新型コロナウイルス感染の
終わりが見えない状況が続い
ている現在、緊急的、試験的
に始めたテレワーク（お試し
テレワーク）をしつかりした
形にプラスシユアップしてい
くことが重要になってしまいます。
今回はお試しテレワークか
ら卒業し骨太のテレワークに
するための労務管理上のポイント
を見ていただきたいと思います。

規模、業種や従業員の職種など、希望者全員をテレワークに移行することが難しいケースもあるかと思います。従業員がテレワークを希望するが移行させられない場合、その理由を説明しなければいけないかもしれません。

勤務手当は社会保険料・労働保険料等の算定基礎に含めるべきでしようか?」というQ & A（令和3年3月31日掲載 分 https://telework.mhlw.go.jp/qa/qa4-1/）によると、当該労働日における働く場所が自宅（テレワーク・在宅勤務）か会社かで交通費の取扱いが変わります。在宅勤務時に業務都合などにより出社するための交通費は実費弁償扱い

また、週に数日はテレワークで在宅勤務で他は会社に通勤するということもあると思います。そういう場合もある特定の日がテレワークなのか出社なのかを予めはつきりさせておくことが重要になります。

してしまうと喫茶店などでも働くことができるということになってしまいます。情報セキュリティ上の観点からテレワーク実施者の就業場所は会社が指定できるルールにしておき、自宅など一定のセキュリティ基準をクリアした場所を指定するという流れがよいでしょう。

考へてゐる従業員、また会社側もテレワークだから致し方ないと考へてはいませんか。今後も継続的にテレワークを実施する場合、このような状態が続くと業務に支障がでるだけでなくテレワークに移行できない従業員からも不満がでることは間違ひありません。常時監視をするべきであるというわけではありませんが、所定労働時間中は出社しているときと同じように定期的にコミュニケーションをとるな

■ 最後に従業員には職務専念義務があること

テレワークだから出社しているときよりも、周りの目がないため自由に休憩できると

となり、社会保険料・労働保険料等の算定基礎となる報酬等・賃金には含まれないとされ、もともと出社する予定の日の交通費は社会保険料・労働保険料等の算定基礎となる報酬等・賃金には含まれるということです。

そのため、業務の都合も踏まえて全労働日のうちテレワークで働く日数、出社する日数を計画的に考えていくことが重要です。

【テレワーク無料セミナー開催】
当協会では、令和3年6月18日・10月26日に「新型コロナウイルス労務・安全衛生管理対策総合支援事業」の一環として、高橋真悟氏を講師とする「テレワーク無料セミナー」を開催します。また、受講された企業を対象に『企業訪問無料相談』も実施します。
詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

情報処理安全確保支援士とは
サイバーセキュリティーに
関する相談に応じ、必要な情
報の提供及び助言を行う人材
の国家資格です。

—コロナ下、そして
収束後を見据え

「お試しテレワーク」 からの卒業

インフォシア代表
情報処理安全確保支援士
社会保険労務士

高 橋 真 悟

2

どして適切な緊張感を保つよう会社側も従業員も意識していくことが必要です。